

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

### 京都市規則第83号

#### 京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第71条の3第2項中「10」を「8」に改める。

別表第2 1中第37号を削り、第36号を第37号とし、第24号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 文化市民局地域自治推進室地域自治推進課長

別表第2 1中第44号を削り、第43号を第44号とし、第39号から第42号までを1号ずつ繰り下げ、第38号を第39号とし、同号の前に次の1号を加える。

(38) 保健福祉局福祉のまちづくり推進室企画・地域福祉課長

別表第4中「第15号 保健福祉局福祉のまちづくり推進室企画・ケアラー支援推進課長」を「第15号 保健福祉局福祉のまちづくり推進室企画・地域福祉課長」に、「第51号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課長」を「第51号 削除」に、「第73号 削除」を「第73号 文化市民局地域自治推進室地域自治推進課長」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の京都市会計規則（以下「改正前の規則」という。）第71条の3第1項の規定により会計管理者による預金口座及び貯金口座の登録を受けた数の合計が8を超える者については、この規則による改正後の京都市会計規則（以下「改正後の規則」という。）第71条の3第2項の規定は、令和9年3月31日までの間、適用しない。この場合において、会計管理者により登録を受けることができる当該者の預金口座及び貯金口座の数の合計の上限は、この規則の施行の際現に改正前の規則第71条の3第1項の規定により会計管理者による登録を受けている預金口座及び貯金口座の数の合計とする。

3 前項の適用を受ける者の預金口座及び貯金口座の数の合計が、この規則の施行の日以

後に8以下となったときは、同項の規定にかかわらず、改正後の規則第71条の3第2項の規定を適用する。

(会計室)